

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内住宅のエネルギーの自立化を促進するため、県民が行う太陽光発電設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で既存住宅エネルギー自立化補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気に変換する装置をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
- (3) 蓄電システム 充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (4) V2H充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 太陽光発電システム、蓄電システム又はV2H充放電システムをいう。
- (6) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (7) 既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。
- (8) グループパワーチョイス 県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備等の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 長野県内に居住する者であること。
- (2) 県税の滞納がない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものと

する。

- (1) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業
 - (2) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを同時に設置する事業
 - (3) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業
 - (4) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業
- 2 前項に定めるもののほか、補助事業は、第8条の規定による交付決定のあった日（以下「交付決定日」という。）以降に着手し、原則として交付決定日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。

（補助対象設備の設置場所）

第5条 補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、太陽電池モジュールについては当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、知事が適当と認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額の経費は、補助対象経費としない。

- 3 補助金の額は、次により算出するものとする。

ア 補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額と次に掲げる上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 太陽光発電システムの設置 5万円
- (2) 蓄電システムの設置 15万円
- (3) V2H充放電システムの設置 10万円

イ アにより算出された区分ごとの交付額を合算した額を補助金額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否

を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付申請に係る補助事業の完了が交付申請日の属する年度の翌年度となる見込みである場合は、内容を審査の上、当該事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を同項の通知にあわせて申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第2号）
 - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

(繰越承認申請)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない（第8条第2項の規定により繰越しが承認されている場合を除く。）。
- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第12条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、既存住宅エネルギー自立化補助金事業実績報告書兼補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。
- 2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第3のとおりとする。
 - 3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、既存住宅エネルギー自立化補助金年度終了実績報告書（様式第7号）によるものとする。
 - 4 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(額の確定)

第13条 知事は、前条の報告書を受領したときは、提出された書類の審査のほか、必要がある場合は現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に規定する承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、第9条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、法令、条例等に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（取得財産の管理）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電設備等（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書（様式第8号）により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第17条 本要綱に規定する書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	要 件
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの
イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
エ V2H充放電システム	(1) 国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの

別表第2（第7条関係）

(1) 交付申請書別紙仕様書 (2) 事業費の根拠が分かる資料（見積書等） (3) 補助対象設備設置箇所における設備設置前の状況が確認できる写真 (4) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前3箇月以内のもの） (5) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの） (6) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果 (7) チェックリスト (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
--

別表第3（第12条関係）

- (1) 実績報告書別紙仕様書
- (2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書）
- (3) 補助対象設備の設置前後の状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
- (5) 認定事業者との契約状況が分かる書類
※(2)の書類で確認できる場合は不要
- (6) チェックリスト
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類